会議の名称	令和元年第6回本庄市農業委員会総会						
開催日時	午後2時から令和元年6月25日(火)午後3時30分まで						
開催場所	本庄市役所 大会議室						
出・欠席者	別紙のとおり						
議事日程							

議 事 録

配付資料	1 令和元年第6回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和元年第6回本庄市農業委員会総会議案 3 令和元年第6回総会事務局連絡事項
主管課	農業委員会事務局

	会議の経過						
発言者	発 言 内 容						
事務局長	それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただ						
	きます。						
	議事日程に従いまして、進めさせていただきます。						
	まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。						
細野会長代理	こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦労様です。ただ今から令和元年第6						
	回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。						
事務局長	ありがとうございました。						
	次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいた						
	します。						
田端会長	皆さまこんにちは。昨日に比べ、本日は暑くなりました。大規模農家の方						
	は、麦刈りが終わって、田植えの最中で、田も賑わっております。大変忙し						
	い中、出席いただきまして、ありがとうございます。						
	先月の推進協議会では、戸塚委員に貴重な体験やご意見を発表していただ						
	き大変ありがとうございます。他の方も、刺激を受けて担当地区に持ち帰り、						
	地元の農地利用の最適化の推進の参考にしていただけたらと思います。						
	また、先日、田植えの最中、体の調子がおかしいなと思い、少し休んで後						
	で聞いたら、熱中症でした。水分の補給などをして、体調管理には気をつけ						
	てはいたのですが、体がかなり弱っていたのかと思います。現在は回復して 						
	おりますが、みなさんも、熱中症にはならないよう気をつけていただきたい 、、						
	と思います。						
事務局長	ありがとうございました。						
	次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第						
	27条第3項に、総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開						
	くことができないと規定されております。本日の総会は、在任委員 4 4 名中						
	44名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告						
	いたします。						
	これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定に						
- -	より、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。						
議長 	議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。						
	私から指名させていだくことに、ご異議ありませんか。						
	(異議なし、の声)						
	それでは、本日は19番池田委員及び1番細野俊文委員に議事録署名委員						
	をお願いいたします。						

	また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。
	次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに
	採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案5件及び報告3
	件であります。
	まず、第26号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上
	程いたします。事務局より説明願います。
事務局長	第26号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。
	第26号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上
	げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申
	請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容
	ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求
	めるものでございます。本日提出、会長。
	申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、3件となり
	ます。その内訳は、全て売買による所有権移転でございます。
	次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地
	法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率
	利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、
	農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、
	本庄市では経営面積の合計が50アール以上であること。次に、地域との調
	和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっておりまして、農
	地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととな
	っております。以上でございます。
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1につい
	て、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住
	所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下浅見地内の畑1筆、面積
	は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとお
	りです。地区担当は、池田委員でございます。なお、申請地位置図は、3ペ
	ージになります。
	受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたとこ
	ろ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われ
	ます。以上でございます。
議長	整理番号1について、池田委員の報告をお願いいたします。
池田委員	19番池田が報告させていただきます。6月22日、齋藤推進委員と現地
	確認をし、受人から聞き取りを行いました。 3 ページ、 3 - 1 の地図をご覧

	ださい。受人は農業従事日数を増やしながら規模を拡大したいということで
	す。申請地には野菜を作付けしたいということです。受人の農機具所有状況
	を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。
	なお、受人の所有農地の耕作状況を現地確認したところ、申請地について
	は、もう少し草を刈るということですが、すべての農地が問題なく利用され
	ており、周辺農地への支障の恐れもないかと思います。皆さまの慎重審議よ
	ろしくお願いいたします。
議長	整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可する
	ことに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、整理番号1については、許可といたします。
	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住
	所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町上真下地内の畑1筆、面積
	は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとお
	りです。地区担当は、坂爪委員でございます。なお、申請地位置図は、4ペ
	ージになります。
	受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたとこ
	ろ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われ
	ます。以上でございます。
議長	整理番号2について、坂爪委員の報告をお願いいたします。
坂爪委員	18番坂爪が報告させていただきます。6月23日、黒沢推進委員、新井
	推進委員と現地確認をし、受人から聞き取りを行いました。4ページ、3-
	2の地図をご覧ださい。受人は農業従事日数を増やしながら規模を拡大した
	いということです。申請地は以前、不耕作地でしたが、受人が耕作をできる
	状態にしました。そばを作付けしたいということです。受人の農機具所有状
	況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しまし
	た。
	なお、受人の所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が
	問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思います。皆
	さまの慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)

	それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可する						
	ことに、ご異議ございませんか。						
	(異議なし、の声)						
	ご異議ございませんので、整理番号2については、許可といたします。						
	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。						
事務局長	整理番号3を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人						
	所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町保木野地内の畑3筆、面積						
	 は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとお						
	 りです。地区担当は、清水茂則委員でございます。なお、申請地位置図は、						
	5ページになります。						
	 受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたとこ						
	 ろ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われ						
	ます。以上でございます						
議長	整理番号3について、清水茂則委員の報告をお願いいたします。						
清水茂則委員	14番清水が報告させていただきます。6月20日、奥原推進委員と現地						
	確認をし、受人から聞き取りを行いました。4ページ、3-2の地図をご覧						
	ださい。申請地は受人の住居のすぐ南側になります。受人は養鶏や水田、野						
	菜の作付けを大きく経営しており、農業従事日数は300日以上です。受人						
	の農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えるこ						
	とを確認しました。						
	なお、受人の所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が						
	問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思います。皆						
	さまの慎重審議よろしくお願いいたします。						
議長	整理番号3について、ご質疑がありましたらお願いいたします。						
	(なし、の声)						
	それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可する						
	ことに、ご異議ございませんか。						
	(異議なし、の声)						
	ご異議ございませんので、整理番号3については、許可といたします。						
	次に、第27号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用						
	地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説						
	明願います。						
事務局長	第27号議案を説明いたしますので、議案書6ページをご覧ください。						
	第27号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集						
	積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきまして						

は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用 集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容 ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用 集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。

計画内容については、7ページから10ページまでをご覧ください。今回の申請件数は、9件です。田11筆、畑26筆、面積合計31, 782. 57 mの利用権設定でございます。

次に、農用地利用集積計画についてご説明いたします。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。

本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われます。以上でございます。

議長

第27号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

(なし、の声)

それでは、お諮りいたします。

第27号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

ご異議ございませんので、第27号議案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、第28号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上 程いたします。事務局より説明願います。

事務局長

第28号議案を説明いたしますので、議案書11ページをご覧ください。

第28号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。

申請内容については、12ページをご覧ください。申請件数は1件です。 引き続いて、整理番号1を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のと おりです。申請地は、児玉町保木野地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。 申請事由は、農機具置場・鶏舎用地です。用途地域は、指定なしです。地区 担当は、清水茂則委員でございます。

申請地は、13ページをご覧ください。4-1については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が農機具置場・鶏舎用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行令第4条第1項第2号イに規定する「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するもの」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。なお、当該申請地につきましては、自宅の敷地続きにあり、60年程前に鶏舎を建設し養鶏施設として、また、平成15年には、車庫を建設し、農機具等の保管に利用しておりました。今般、新たな農地取得計画の際、当該申請地が農地であり、農地法違反であることを認識したとのことでございます。申請人から始末書が提出され、改めて農地法の許可を得て是正したく申請に至ったとのことでございます。以上でございます。

議長

整理番号1について、清水茂則委員の報告をお願いいたします。

清水茂則委員

14番清水が報告します。6月20日、奥原委員と申請人の聞き取り及び 現地確認を行いました。13ページ4-1の地図をご覧ください。申請地は 申請人の自宅と地続きの農地で、先代が昭和34年頃に建てた養鶏小屋があ りましたが、申請人は農地とは知らずに取り壊して、農業用車庫をつくりま した。多くの農業用機械を所有し、保管場所として必要な施設であるという ことです。地元では、養鶏を中心に農業に取り組んでおり、違法であること を反省し始末書も提出もしたということ、農地の集団性や周辺農地等への支 障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の 慎重審議をよろしくお願いいたします。

議長

整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)

それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当 とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。					
	 次に、第29号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上					
	程いたします。事務局より説明願います。					
事務局長	第29号議案を説明いたしますので、議案書14ページをご覧ください。					
	第29号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上					
	げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉					
	県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案					
	申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、					
	別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。					
	申請内容については、15ページをご覧ください。申請件数は、6件で、					
	使用貸借権1件及び所有権移転5件でございます。以上でございます。					
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1につい					
	て、事務局より説明を求めます					
事務局長	整理番号1を説明いたしますので、15ページをご覧ください。申請人の					
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積					
	は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住					
	宅用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部委員でござい					
	ます。					
	申請地は、16ページをご覧ください。5-1については、準工業地域に					
	存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、					
	原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該					
	当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。					
	以上でございます。					
議長	整理番号1について、宮部委員の報告をお願いいたします。					
宮部委員	11番宮部が報告いたします。6月23日、田島推進委員と現地確認と受					
	人から聞き取りを行いました。申請事由は自己用住宅用地で、用途地域は準					
	工業地域です。近隣は住宅や駐車場で、周辺農地への支障の恐れもないかと					
	思います。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。					
議長	整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。					
	(なし、の声)					
	それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当					
	とすることに、ご異議ございませんか。					
	(異議なし、の声)					
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。					
	次に、整理番号2について事務局に説明を求めます。					

事務局長	整理番号2を説明いたしますので、15ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町元田地内の畑1筆、面積
	は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発
	電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、坂本委員でござ
	います。
	申請地は、17ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内
	農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10~クタール未満である
	ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替
	えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成すること
	ができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相
	当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、
	申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございま
	す。
議長	整理番号2について、坂本委員の報告をお願いいたします。
坂本委員	17番坂本が報告いたします。6月22日、木村推進委員、倉林正推進委
	員と現地確認を行いました。17ページ5−2の地図をご覧ください。○○
	○○○と○○○が交差する場所になります。○○○に面しており、窪地とな
	っております。申請事由は、太陽光発電施設用地ということです。周辺農地
	への支障の恐れもないかと思います。皆さまの慎重審議よろしくお願いいた
	します。
議長	整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可する
	ことに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号3を説明いたしますので、15ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積
	は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住
	宅用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部委員でござい
	ます。
	申請地は、18ページをご覧ください。5-3については、準工業地域に
	存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、
	原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該

	当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。 以上でございます。					
議長	整理番号3について、宮部委員の報告をお願いいたします。					
宮部委員	11番宮部が報告いたします。6月23日、田島推進委員と現地確認と受人から聞き取りを行いました。申請地は児玉の区画整理地内の東側にあり、申請事由は自己用住宅用地です。用途地域は準工業地域で、家も建ち並んでおり、周辺農地への支障の恐れもないかと思います。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。					
議長	理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に整理番号4について事務局より説明を求めます。					
事務局長	整理番号4を説明いたしますので、15ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、永尾委員でございます。 申請地は、19ページをご覧ください。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。					
議長	整理番号4について、永尾委員の報告をお願いいたします。					
永尾委員	12番永尾が報告します。6月22日、武政委員と現地確認を行いました。 19ページ5-4の地図をご覧ください。申請事由は自己用住宅用地です。 現在は休耕田となっております。近隣には店舗や住宅が建ち並び、農地の集 団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はな いと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。					
議長	整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。					

(なし、の声)

それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当 とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に整理番号5について事務局より説明を求めます。

事務局長

整理番号5を説明いたしますので、15ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。

申請地は、20ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内 農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満である ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替 えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成すること ができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相 当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、 申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございま す。

議長

整理番号5について、私から報告をいたします。6月21日に倉林永次推進委員と現地確認を行いました。申請地は、20ページ、5-5の地図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇同になります。申請事由は自己用住宅用地です。周辺では、住宅や今年の1月に転用申請が出て建設工事中の場所もあり、周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)

それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当 とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に整理番号6について事務局より説明を求めます。

事務局長

整理番号6を説明いたしますので、15ページをご覧ください。申請人の 住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積 は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住

宅用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、宮 部委員でございます。 申請地は、21ページをご覧ください。5-6については、第1種中高層 住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種 農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の 不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないもの と思われます。以上でございます。 議長 整理番号2について、宮部委員の報告をお願いいたします。 宮部委員 11番宮部が報告いたします。6月23日、田島推進委員と現地確認を行 いました。申請事由は自己用住宅用地で、用途地域は第1種中高層住居専用 地域です。近隣はアパートや住宅、駐車場で、周辺農地への支障の恐れもな いかと思います。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。 整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 議長 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当 とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、第30号議案「本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の 農業の振興に関する計画の変更について」を上程いたします。事務局より説 明願います。 事務局長 第30号議案を説明いたしますので、議案書22ページをご覧ください。 第30号議案本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振 興に関する計画の変更について、ご説明申し上げます。本議案につきまして は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項及び第4条 の5第1項第27号イの規定により、本庄市長から意見を求められたので、 ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、本庄農業振興地域整 備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画について、別冊のと おり変更することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。 本議案については、農用地利用計画の変更に係る申出書及び農用地区域編 入申出書が本庄市長へ提出された案件について、本庄市農業振興整備促進審 議会で審議する前に、農業委員会や土地改良区などの関係機関に意見を求め、 当該計画の変更が適切かどうかの協議をして、その意見を本庄市長に回答す るものです。 申出内容については、別冊1ページ及び2ページをご覧ください。農用地 区域からの除外1件、農用地区域への編入1件及び用途区分の変更2件となっています。

農用地区の除外については、土地改良事業等の工事完了後8年未経過の土地については、原則、除外は認められませんが、農業と集落地域の振興を図るため、農家住宅など集落の連たん性のある地域で、法の定める基準に従って、例外的に認めることとなっています。今回の事案番号1については、国営神流川かんぱい事業の非受益地となっていることから、本庄農業振興地域整備計画の管理に関する運営方針に基づき除外を認めており、除外の計画事由は、分家住宅となっています。

事案番号2の農用地区域の編入については、以前、農用地区域から除外したものを、農地に編入するものでございます。

事案番号3及び4の用途区分の変更については、農地から米麦乾燥施設、農地から牛舎へ変更するもので、農振法上の軽微な変更に該当するものです。

申出内容の詳細を説明いたします。まず、事案番号1を説明いたしますので、4ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町蛭川地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。5ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に関係する土地基盤整備事業等の概要は、該当なしです。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。6ページが位置図、7ページが付近案内図となります。当該申出地は農地の縁辺部にあり、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると思われます。なお、10ページが事業計画図となります。

次に、事案番号2を説明いたしますので、12ページをご覧ください。こちらが、農用地区域編入申出書となります。申出人である土地所有者の住所・氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町蛭川地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。編入理由は、農用地として利用するためとなっています。

13ページが位置図、14ページが付近案内図、15ページが農用地区域図となっていまして、申請地と記してある土地が現在のところ農用地区域から除外されて白地になっています。この土地は、平成22年に申出人の子が事業計画者となって分家住宅を建設するために農用地区域から除外されましたが、その後、事業計画者の都合により、住宅の建設が実行されず、建設の予定も立たない状況であり、現在も農地として利用している状況です。

このように、農用地区域内の農地であったもので、現在も耕作の目的に供している優良農地であることや土地改良区域内農地であることから、農用地区域内農地への編入は、適当であろうと思われます。

次に、事案番号3を説明いたしますので、18ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、仁手地内の田1筆の一部で、面積は記載のとおりです。変更目的は、米麦乾燥施設の設置です。19ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に関係する土地基盤整備事業等の概要は、本庄北部及び上里幹線土地改良区です。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。20ページが位置図、21ページが付近案内図、22ページが農用地区域図、24ページが事業計画図となります。農用地区域の農地から米麦乾燥施設への用途変更については、農振法上の軽微な変更に該当するものと思われます。

次に、事案番号4を説明いたしますので、26ページをご覧ください。 こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事 業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町上真下地内の 畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、牛舎・資材置場の設置です。 27ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でござ います。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。 当該土地に関係する土地基盤整備事業等の概要は、神川町(東)及び久郷阿 保領土地改良区です。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可と なっております。その下に、都市計画法第34条の許可となっておりますが、 この記載は誤りですので削除をお願いします。28ページが位置図、29ペ ージが付近案内図、30ページが農用地区域図、32ページが事業計画図と なります。農用地区域の農地から牛舎・資材置場への用途変更については、 農振法上の軽微な変更に該当するものと思われます。なお、今回の事案です が、事業計画者が、平成7年度に、牛舎3棟を設置した際、隣接地につきま しては、軽微変更により農業施設用地に変更されておりましたが、当該申出 地については、農用地利用計画の変更手続きがされていなかったことから、 今回、農業施設用地として是正するものでございます。以上で本議案の説明 を終わります。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、新井委員につきましては、事 案番号4において、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に

関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席 をお願いいたします。 (退席後) 第30号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいた します。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。 第30号議案については、原案のとおり変更することに、ご異議ございま せんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、第30号議案については、原案のとおり変更す ることに「同意」いたしました。 事務局に申し上げます。新井委員の復席をお願いします。 (複席) 以上で、議案審議を終了いたします。 続きまして、報告に入ります。 まず、報告第26号を事務局よりお願いします。 事務局長 報告第26号を説明いたしますので、議案書23ページをご覧ください。 報告第26号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条 の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3 条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。 届出内容については、24ページをご覧ください。専決処分件数は、4件 です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出な ければならないという規定による届出でございます。以上でございます。 報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 議長 次に、報告第27号を事務局よりお願いします。 事務局長 報告第27号を説明いたしますので、議案書25ページをご覧ください。 報告第27号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地 法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会 事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。 本日提出、会長。 届出内容については、26ページをご覧ください。専決処分件数は、4件 です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ 農業委員会へ届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による 届出でございます。以上でございます。

議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。							
	次に、報告第28号を事務局よりお願いします。							
事務局長	報告第28号を説明いたしますので、議案書27ページをご覧ください。							
	報告第28号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地							
	法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会							
	事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。							
	本日提出、会長。							
	届出内容については、28ページをご覧ください。専決処分件数は、7件							
	です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転など							
	をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要							
	としないという規定による届出でございます。以上でございます。							
議長	報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。							
	以上で、報告を終了いたします。							
	皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。							
	ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。							
事務局長	ありがとうございました。							
	次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。							
	事務局説明							
	閉会							

	令和元年第6	回本庄市	農業委員	会総会	会出・欠席者名簿	 筝	
開催日		令和元年	令和元年6月25日(火)				
 開催場所		本庄市役所、大会議室					
開会時刻		午後2時	午後2時				
	 閉会時刻	午後3年	————				
	 会 長	田端語					
	 会長代理	-					
議席 番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録 署名人	地区	推進員氏名	出欠状況	
1	細野 俊文	出席	0	 · 藤田	齋藤 好幸	出席	
2	小川 忠	出席		膝 田	久米 正夫	出席	
3	前原 喜夫	出席		一工	福島	出席	
4	茂木 伸夫	出席		仁手	八木 弘	出席	
5	坂上 佳久	出席		411	戸塚 毅	出席	
6	塩原 廣一	出席		旭	亀田 伸一郎	出席	
7	茂木 悟	出席			飯島 和憲	出席	
8	立石 勝義	出席		北泉	鯨井 雅吏	出席	
9	浅見 精治	出席		10/10	笠原 正一	出席	
10	鈴木 広子	出席			田島 勇扇	出席	
11	宮部 延一	出席		児玉	武政 恒雄	出席	
12	永尾 路子	出席			倉林 永次	出席	
13	田端講一	出席		金屋	鈴木 良美	出席	
				並圧		出席	
14	清水 茂則	出席					
15	吉田 功	出席		ا 11. ي ز	清水 文夫	出席	
16	福田光男	出席		秋平	福島清次	出席	
17	坂本 靜枝	出席			間正始	出席	
18	坂爪 裕	出席		本泉	倉林 正	出席	
19	池田 稔	出席	0	7 1010	木村 文子	出席	
本庄	細野 林之助	出席		1	黒沢 豊	出席	
771.	吉岡 昭	出席		共和	新井 明夫	出席	
藤田	内田 徳晃	出席	出席		齊藤 勇	出席	
説明員							
事務局長 早野 悟 局長補佐兼庶務係長 高山 教子 農地係長 飯島 崇 庶務係主査 飯川 佳紘 農地係主任 新井 靖子 農地係主事補 小林 祥平 環境産業課産業係主事 今井 蘭 臨時職員 津久井 伊久弥							
書記							
	世係長	飯島	 祟				